

広報つちうら6月上旬号付録

第二期土浦市環境基本計画

人と自然が共生し、
暮らしつながら
水郷のまち つちうら

計画の趣旨・性格

本計画は、現在と将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に定められた「土浦市環境基本条例」に示される理念の実現に向けて、環境の保全および創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び、それら施策を計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

また、本計画で示す環境の将来像の実現にあたっては、市民(民間団体を含む)、事業者が環境に配慮した取り組みを行い、市を含めて連携した取り組みを行う必要があることから、各主体の取り組みについても示す計画となります。

計画の期間

第二期土浦市環境基本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間としています。本計画は、計画期間の中間年次における見直しを経た後期計画であり、平成29年度から平成33年度までを計画期間とします。

基本目標3【快適環境】

歴史と水郷文化の風景が感じられる、快適な空間があるまちを目指して

市民
citizen

- 公園の管理や緑化・植樹イベント、清掃活動等への参加や協力をします。
- 学校の環境整備活動に参加します。

事業者
business person

- 自宅及び自宅周辺の美化に配慮し、自主的な草刈りや庭木管理、清掃等を行います。
- 景観条例、景観計画に基づき、周辺の景観や自然環境と調和した良好な事業所の建設や修景に努めます。
- 法令や要綱等を守り、適正な開発を行います。

市
city

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び土浦市さわやか環境条例を順守し、ルールに基づくごみ処理を実施します。
- 土浦市の歴史的シンボルである県指定史跡土浦城址や国指定史跡上高津貝塚等の整備と活用に努めます。
- つくば霞ヶ浦りんりんロードの整備促進、霞ヶ浦総合公園などの既存施設や川口運動公園周辺地区、土浦港周辺の親水性の向上を図ります。
- ごみステーションの維持・管理について指導を行います。



基本目標4【地球環境】

地球にやさしい低炭素社会を基調とするまちを目指して

市民
citizen

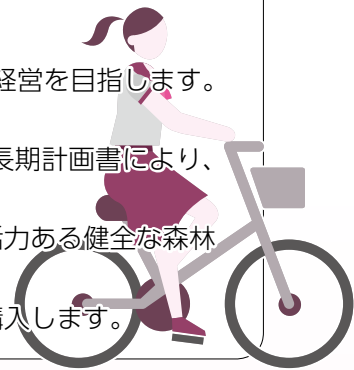
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器、燃料電池など新エネルギー、高効率な給湯・空調設備の導入を検討します。
- エアコンなどは、適度な温度に設定します。

事業者
business person

- 地元でとれた農水産物や県内産木材を利用するなど、地産地消に努めます。
- CASBEEやESCO事業を活用し、建物の省エネルギー化を図ります。
- 環境と経済が両立する持続可能なビジネスを行い、社会から信頼を得られる経営を目指します。
- クールビズ・ウォームビズを取り入れオフィスの省エネに取り組めます。

市
city

- 改正省エネ法に基づくエネルギー使用合理化に関する目標達成のための中長期計画書により、公共施設のエネルギー対策を推進します。
- 森林の持つ様々な公益的機能の向上を図るため、森林の手入れを推進し、活力ある健全な森林の育成を支援します。
- 市が購入する商品やサービスについては、環境に配慮したものを積極的に購入します。



基本目標5【人づくり】

一人ひとりが環境のことを考え行動するまちを目指して

市民
citizen

- 市や民間団体が主催する環境教育や環境学習の機会に積極的に参加します。
- 人材バンクに積極的に参加や協力をし、知識や技術を提供します。
- インターネット等を活用し、他市町村や海外の市民等との環境関連情報の交換、環境に関する意見の交換等を行います。

事業者
business person

- 工場見学や農業体験など、事業活動を活かした学習の機会を提供します。
- 事業等に伴う環境関連情報の収集や蓄積に努めます。
- 土浦エコパートナー事業に参加し、市との連携による環境保全活動を展開します。
- 地域への愛着や環境の保全や創造の大切さを身に付けるため、子どもの時期からの環境教育や環境学習を積極的に推進します。

市
city

- 庁内の各課が所有する環境関連の情報を一元的に把握し、集約・管理する仕組みを整備します。
- ボランティア等への参加意欲を育み、市民参加型の環境保全等の活動の活性化を促します。



市民・事業者・市の行動

土浦市の目指すべき将来像「人と自然が共生し、暮らしつながる水郷のまち つちうら」の実現に向け、以下の5つの基本目標に基づき、市民、事業者、市それぞれが連携し環境保全と創造に向けた取り組みを行っていく必要があります。

基本目標1【自然環境】

霞ヶ浦をはじめとする豊かな自然が次世代に継承されるまちを目指して

市民
citizen

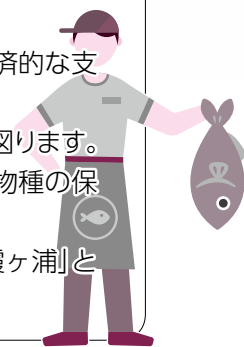
- 身近にある自然に興味や関心を持ち、自然に積極的にふれあいます。
- 河川やため池の改修等の計画に際しては、計画への意見や提言を示し、計画づくりに参加します。
- 生き物の生息場所となる里山や緑、河川、霞ヶ浦を大切にします。

事業者
business
person

- 霞ヶ浦用水を利用した水稻・果樹園等を主体とした都市近郊型農業を進めます。
- 適切な農業生産活動による農地の保全を進めます。
- 自然環境実態調査や生態系保護活動等に対するボランティア活動等の人的な支援や経済的な支援を行います。

市
city

- 水源涵養や森林浴などの機能を有する森林を保全するため、造林の促進など林業の振興を図ります。
- 関係機関等と連携して、霞ヶ浦や里山などにみられる地域の多様な生態系や貴重な生物種の保護に努めます。
- 霞ヶ浦への関心と水質浄化の気運の醸成を図ることを目指し、訪れた人々が気軽に「霞ヶ浦」と触れ合うことのできる場の創生を検討します。



基本目標2【生活環境】

健康で安心して心地よく暮らせるまちを目指して

市民
citizen

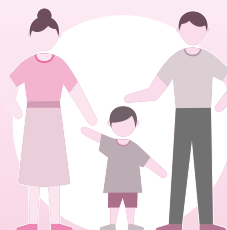
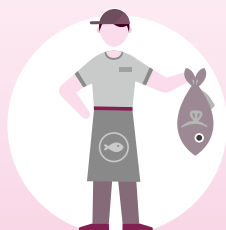
- 外出の際は徒歩や、公共交通、自転車等を活用し、自家用車の利用を減らします。
- 低農薬栽培や有機栽培による地場の産品を積極的に購入します。
- 資源の町内分別収集や子ども会廃品回収に協力します。
- 排出ガスや排水等の規制基準を順守します。

事業者
business
person

- 有害化学物質を発生するごみの野外焼却や小型焼却炉の使用をやめるとともに、基準に適合する焼却施設の維持管理を徹底します。
- 紙類の発生抑制、資源化を推進します。

市
city

- 市民、事業者によるエコドライブ、適切な整備や点検等の意識啓発と習慣化を促進します。
- 有害化学物質などに関する情報を地域で共有し、問題の未然防止に努めるとともに、有害化学物質の使用削減などを推進します。
- 学校における環境学習や発生抑制・資源化に関する情報の提供を行うなど、教育、啓発活動の充実を図ります。



リーディング・プロジェクト

市が取り組む重点的な環境課題として「低炭素社会の推進」、「霞ヶ浦の保全・再生」、「循環型社会の推進」の3つのテーマを掲げました。

これら3つのテーマに対応するリーディング・プロジェクトを設定し、数値目標に基づく進行管理のもと、着実な施策の展開を図ります。

1. 低炭素社会・ステップアップ・プロジェクト

平成27年の「パリ協定」により、地球温暖化対策として、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑える目標が合意され、各国で温室効果ガスの削減が求められており、市においても一層の推進を図る必要があります。

市では公共施設の建設時には新たな温室効果ガス削減策を展開し、市民、事業者の省エネ活動を促進する啓発事業や支援策を推進します。

- * 市による率先的な温室効果ガスおよびエネルギーの削減
- * 家庭における温暖化対策の推進
- * 事業者における温暖化対策の推進

数値目標

平成32年の市全体の温室効果ガス排出量

249万トンのCO₂

【基準値:263万トンのCO₂(平成24年)】

2. 霞ヶ浦の保全・再生プロジェクト

土浦市は霞ヶ浦など、豊かな自然環境に恵まれてきましたが、水質の悪化や緑地の減少など、徐々に自然環境が失われてきました。しかし、近年、河川の水質に改善のきざしがみられるほか、筑波山・霞ヶ浦周辺が日本ジオパークに認定されるなど、郷土の豊かな環境を見直し、まちづくりに活用する気運も芽生えつつあります。

本市の水辺環境の基盤となる水質浄化を図るとともに、郷土の環境を知り・保全意識を育む環境学習等の機会を充実し、魅力あるまちづくりを推進します。

- * 水質浄化の推進
- * 自然とふれあい・保全意識を育む機会の充実

数値目標

平成33年の公共下水道水洗化率

94.4%

【基準値:93.8%(平成27年)】

3. 循環型社会・ステップアップ・プロジェクト

本市のごみの状況は、他市町村と比較してもごみ排出量が多いため、ごみの減量化が喫緊の課題となっています。

私たちが生活する中で欠かせないごみの排出は、資源枯渇、環境破壊といった環境問題に大きく繋がっており、資源循環型社会の形成と低炭素社会を実現するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを見直し、ごみ発生抑制を優先したライフスタイルに変えていく必要があります。限られた資源を将来に残していくために、市民・事業者・市の三者協働によりごみ減量化とリサイクルの推進に取り組めます。

- * ごみ減量化とリサイクルの推進
- * 排出者としての意識改革
- * ごみ処理体制の整備

数値目標

平成33年の市全体のごみ排出量

47,806トン

【基準値:58,082トン(平成27年)】

広報つちうら6月上旬号付録 第二期土浦市環境基本計画

発行/土浦市 編集/市民生活部 環境保全課

〒300-8686 土浦市 大和町9番1号 ☎029-826-1111(代表)

※詳しくはホームページでも公開しています。

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page.page009905.html>



- この冊子は図の様に
- 広報紙から外して、
- 保管してください

